

整理番号：4-1

提言題名：道路・税金への要望

**【提言の要旨】**

1. 谷中の信号から取手方面へ陸前浜街道踏切の手前、県道 229 号の道路だが、へこみが酷く雨が降ると水溜りが広範囲にでき通るのに大変不便。
2. 谷中の信号から取手方面へ水戸街道 208 を少し走り右折すると北浦川に沿った道があるがゴミが散らかっている。非常に不愉快。
3. 藤代中学校前交差点から取手つくば線県道 19 号までの道路、でこぼこしている。整備してほしい。
4. 県道 19 号、聖徳付近の時差式信号の見直し。山王方面、聖徳を背にして、その信号を右折する通行車が通勤・夕方時間が非常に多い為、進まない。改善してほしい。
5. 関東総業を左手に取手バイパス 6 へ突き当たる付近の道路のへこみも酷く雨が降ると水溜りが広範囲にでき通るのに大変不便。

※低収入の中、令和 3 年度の 8 万以上の高い市民税・県民税を取られている。

水準の生活をするのも大変なのに、この徴収は何に活かされているのか？ 取手全市民が平等により快適に生活でき、高い税金も無駄なく納得できる使用をしてほしい。この 8 万以上の税金を支払うのがどんなに大変か。税金徴収金額も見直してほしい。

(令和 4 年 2 月受付)

**【回答の要旨】**

1. 現場が県道であるため、茨城県へ報告いたします。  
(管理課 令和 4 年 3 月回答)
2. 現場確認を行い、道路区域内の場合は対応いたします。  
(管理課 令和 4 年 3 月回答)
3. 現場を確認したうえで、轍や穴について補修対応いたします。  
(管理課 令和 4 年 3 月回答)
4. 信号機につきましては、警察の管轄となるため、取手警察署に時差式信号の見直しを要望いたします。  
(安全安心対策課 令和 4 年 2 月回答)
5. 雨天時に現場の状況を確認しながら、対応について検討いたします。  
(管理課 令和 4 年 3 月回答)

※当市の市民税・県民税は、均等割、所得割ともに地方税法に規定された標準税率を用いております。「標準税率」とは、地方団体が課税する場合に通常用いるべき税率です。

また、市民税・県民税は、地方団体が住民のために提供する行政サービスの経費を、住民に広く分担していただく性格を有する税であり、税の公平性の観点からも、均等割については、総務大臣から、不均一の課税をすることは原則として適当でない旨の通知が出されています。所得割については、地方税法により、各自治体で税率は一律でなければならないと定められています。税金を納めることがとても大変な事というお気持ちは理解できますが、税額の算定方法を変更することはできません。

もし税額にご不明な点等ございましたら、ご相談をお受けすることが出来ますので、課税課までお問合せください。

(課税課 令和4年3月回答)